

平成 26 事務年度
金融モニタリング基本方針
(監督・検査基本方針)

平成 26 年 9 月

金融庁

VII. 金融商品取引業者等に対する監督

1. 金融商品取引業者等における課題と今事務年度の考え方

金融商品取引業者等は、資金需要者と資金供給者を直接的に仲介する直接金融の担い手として、「公正かつ透明な市場の実現」に向けて重要な役割を果たしていくことが期待されており、金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくことが求められている。

また、政府がデフレ脱却、経済の持続的成長に向けた取組みを推進しており、さらには、今後、高齢化や人口減少等が進展する中、家計や年金、機関投資家が運用する多額の資産が、それぞれの資金の性格や資産保有者のニーズに即して適切に運用されることが重要となる。こうした中、金融商品取引業者等は、国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

金融商品取引業者等がこれらの役割を果たすことで、投資への流れが一層促進され、資産運用市場の中長期的な発展につながるとともに、金融商品取引業者等自身の安定的な収益の確保にもつながる「好循環」の実現を目指していく必要がある。

こうした「好循環」の実現に向けて、運用会社・販売会社双方が、真に顧客のニーズに適う、より質の高い商品の提供に向けた態勢を構築するとともに、資産形成の必要性について顧客の理解を深める努力を継続していくことが重要である。

同時に、金融商品取引業者等が金融仲介機能を適切に発揮していくためには、自らの健全性の維持・向上を図ることが前提となる。特に、大規模証券会社グループ等（国内大手証券会社及び大手外資系証券会社）については、経済金融情勢や国際的な金融規制に係る議論の動向も踏まえつつ、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取組みを進めていくことが重要である。

以上を踏まえ、各金融商品取引業者等が、自らの役割や経営課題を十分に認識するとともに、各種リスクを的確に把握した上で、経済や市場の構造的変化も踏まえた経営戦略を策定・実行していくことが重要であり、金融庁としても、各々の特性等も踏まえつつ、必要に応じて経営陣と議論を行うとともに、更なる検討を促していく。

2. 主な重点施策および監督上の着眼点

2-1 金融仲介機能の発揮

(1) 顧客ニーズに応える経営（資産運用の高度化）

上記の「好循環」を実現するためには、金融商品取引業者等が顧客のニーズを第一に考え、金融商品・サービスの提供に努めるとともに、資産運用能力の向上に努める必要がある。

こうした観点から、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、検証を行っていく。例えば投資信託等の提供については、以下のような観点を重視して検証を行う。

- ① 投資運用業者について、顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供に向けて、フィデューシャリー・デューティーを踏まえた商品開発・運用が行われているか。また、系列の販売会社との間で運用の独立性が適切に確保されているか。
- ② 証券会社等について、販売商品の選定に当たって、手数料や系列関係にとらわれることなく、顧客のニーズや利益に真に適う商品が提供されているか。

また、一般に、金融商品・サービスの提供に当たっては、供給者（金融商品取引業者等）と需要者（法人等も含む顧客）との間に情報量の格差があることから、顧客の適合性も踏まえつつ、分かりやすい商品説明や商品自体の透明性を確保することが重要である。こうした観点から、

- ① 投資運用業者について、平成 25 年に改正された投資信託及び投資法人に関する法律等の施行による「運用報告書の二段階化」等も踏まえ、商品内容やリスク特性、運用体制等に関し、投資家に対する分かりやすい情報開示に向けた積極的な取組みを促す。
- ② 証券会社等について、顧客が商品のリスク特性や顧客の負担する販売手数料等の費用について十分に理解した上で投資を行うことができるよう、顧客の適合性も踏まえつつ、分かりやすい説明を行うための態勢を整備しているか、検証する。

NISA 導入の趣旨等も踏まえ、投資家の金融リテラシー向上に向け、業界、さらには業界横断的な積極的な取組みを促すとともに、当局としても金融経済教育の促進に向けて取り組む。また、NISA の制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す。

引受業務を行うに際しても、顧客のニーズに適ったサービスを提供する観点から、発行体のニーズや財務状況等を十分に勘案しているか、検証する。

また、証券会社自身による有価証券運用についても、資産規模等に見合った運用やリスク管理の態勢が整備されているかについて検証する。

(2) 成長資金の供給に向けた機能の発揮

金融商品取引業者等は、直接金融の仲介者としての機能を適切に発揮することにより、経済成長に必要なリスクマネーの供給拡大に貢献していくことが求められている。こうした観点から、

① 証券会社等については、以下の対応を行う。

適切な内部管理態勢の下で、成長性のある企業の育成・資金調達に向けた支援（資金の出し手の発掘・マッチング、IPO 支援等）など、直接金融における金融仲介機能の積極的な発揮に向けた取組みを促す。

投資家の裾野拡大に向けて、NISA 等を通じて顧客基盤の拡大を図るための戦略を検討しているか、検証する。

② 成長企業へのリスクマネー供給促進に向けて、平成 26 年の金融商品取引法の一部改正によりクラウドファンディング業者に係る法整備が行われたことを踏まえ、クラウドファンディングの健全な普及・活用に向けて、自主規制機関とも連携しつつ監督態勢を整備する。

(3) 顧客の信頼・安心感の確保等

金融商品取引業者等が適切な利用者保護や法令等遵守を図りつつ適正な業務運営に継続的に努めることは、金融商品取引業者等に対する顧客の信頼・安心感の確保、ひいては円滑な金融仲介機能の発揮につながるとともに、金融・資本市場の公正性・透明性の確保につながるものと考えられる。このため、金融商品取引業者等は、顧客の信頼を損ねることがないように、利用者保護・法令等遵守を徹底することが重要である。

① 金融商品取引における利用者保護の徹底

ア. 相談・苦情対応態勢の整備

顧客からの相談・苦情等について、原因分析、社内における情報共有、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップ等が、経営陣も関与する形で行われ、その後の金融商品・サービスの開発やリスク管理態勢の向上につ